

電気通信番号関係の制度改正について

2019年5月14日

総務省 総合通信基盤局
番号企画室

※本資料における説明は、2019年5月22日から施行される制度について記載しています。
最新情報については、以下の総務省Webページを確認するようにしてください。
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/tel_number/

1 制度改革の背景・目的

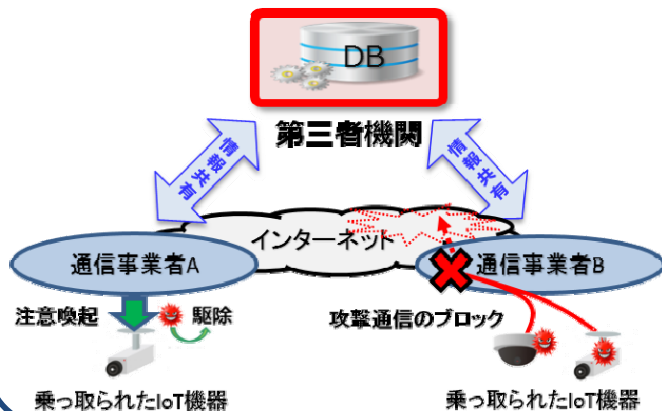
電気通信事業法の改正（平成30年）

平成30年5月23日に公布された電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成30年法律第24号）の施行に伴い、電気通信番号に関する制度整備を実施

①深刻化するサイバー攻撃への通信事業者の対処の促進

- IoT機器を悪用したサイバー攻撃によるインターネット障害の深刻化
- サイバー攻撃の送信元となるマルウェア感染機器などの情報を共有するための制度を整備し、通信事業者による利用者への注意喚起・攻撃通信のブロック等を促進

第三者機関を通じた情報共有による対処



公布日から9月内

②電気通信番号に関する制度整備

- モバイル化・IoT化に伴う番号ニーズの増大による番号の逼迫やIP網移行に対応した全ての事業者による番号管理の必要性
- 番号の公平・効率的な使用と電話サービスの円滑な提供のため、使用条件を付して事業者に番号を割り当てるための制度を整備

番号の逼迫状況や効率的な使用

■番号の逼迫状況

番号	用途	指定率 (指定数/全番号)	使用率 (使用数/指定数)
070/080/090	携帯電話・PHS	90.4%	70.3%
0120	着信課金	99.2%	55.3%

※ その他、固定電話(0AB-J番号)の市外局番は、全国(582地域)のうち138地域で指定率が80%以上(平均使用率が18.6%)

■番号ポータビリティ(電話番号の持ち運び)

固定電話は現在、NTT東西から他事業者への片方向のみ。今後、携帯電話と同様、双方向番号ポータビリティを実現

公布日から1年内

③電気通信業務等の休廃止に係る利用者保護

- IP網移行や通信設備の更改等を背景として利用者への影響が大きい業務等の終了が予定
- 事業者が業務の休廃止に伴い行う利用者周知について、行政が予め確認するための制度を整備

例：廃止予定のINSサービスの用途



公布日から1年内

(参考) 主な電気通信番号の指定及び使用の状況

(2018年3月末時点)

電気通信番号	用途	指定事業者数	番号容量	指定単位	指定数	指定率 (指定数÷番号容量)	使用数	使用率 (使用数÷指定数)
0AB~J	固定電話	22	41,992万	1万	23,831万	56.8%*1	6,133万	25.7%
070/080/090	携帯電話・PHS	4	27,000万	10万	24,410万	90.4%*2	17,466万	71.6%
020	M2M専用番号	4	8,000万	10万	2,270万	28.4%	187万	8.2%
0204	無線呼出し	1	1,000万	10万	100万	10.0%	2万	2.2%
0600	F M C	0	1,000万	1万	0	0.0%	0	0.0%
050	I P 電話	21	9,000万	1万	2,493万	27.7%	1,001万	40.2%
0120	着信課金(10桁)	7	100万	1千	99万	99.2%	54万	54.8%
0800	着信課金(11桁)	7	1,000万	1万	303万	30.3%	36万	12.0%
0570	統一番号	4	100万	1千	12万	11.9%	1万	12.4%
IMSI	端末設備の識別	11	2兆	100億	2,700億	13.5%	—	—

*1) 固定電話(0AB-J番号)の市外局番は、全国(582地域)のうち139地域で指定率が80%以上(その過半の地域が使用率20%以下)

*2) 携帯電話・PHSの指定率は、080/090番号は100%、070番号は71.2%

(参考) 電気通信番号の指定の状況

(2019年4月末時点)

事業者名	主な電気通信番号 (数字は指定単位数)	付加的役務電話番号					020	070/080/090	0204	050	0600	091	IMSI	00XY等 事業者設備 識別番号	1XY 付加的役務 識別番号	110等 緊急通報 番号
		0AB~J 固定電話番号	0120 着信課金	0800 着信課金	0180 大量呼	0570 統一番号	0990 代理徴収	データ伝送 携帯電話番号	音声伝送 携帯電話番号	無線呼出 番号	特定IP 電話番号	FMC 電話番号				
	21社	7社	7社	1社	3社	2社	4社	5社	1社	20社	1社	1社	15社	15社	19社	17社
1	東日本電信電話(株)	9,263	14	1		3							1	●	●	1
2	西日本電信電話(株)	9,774	14	1		1							1	●	●	2
3	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	462	901	248	9	105			594				3	●	●	3
4	(株)NTTドコモ						133	1,091	16			1	1(0091)	●	●	4
5	KDDI(株)	1,385	22	6		5	106	614	259			12	10	●	●	5
6	沖縄セルラー電話(株)						1	10				1		●	●	6
7	UQコミュニケーションズ(株)											2				7
8	(株)ジュピターテレコム	231												●	●	8
9	ソフトバンク(株)	1,650	31	6		9	86	735	850			4	10	●	●	9
10	Wireless City Planning(株)											2				10
11	楽天コミュニケーションズ(株)	323	9	40					521				4	●	●	11
12	楽天モバイル(株)							29				1				12
13	東北インテリジェント通信(株)	83							1					●	●	13
14	中部テレコミュニケーション(株)	97							10					●	●	14
15	(株)オブテージ	130							37					●	●	15
16	(株)エネルギア・コミュニケーションズ	49							15					●	●	16
17	(株)STNet	38							11					●	●	17
18	(株)QTnet	82	1	1					4					●	●	18
19	アルテリア・ネットワークス(株)	57							31				1	●	●	19
20	Coltテクノロジーサービス(株)	32							2					●	●	20
21	ZIP Telecom(株)	10							23					●		21
22	(株)アイ・ピー・エス	2							10				2			22
23	(株)三通	2												●		23
24	大江戸テレコム(株)	2														24
25	(株)日本緊急通報サービス	1														25
26	東京テレメッセージ(株)	230							10							26
27	(株)コムスクエア								60				1			27
28	フリービット(株)								94	35			1(0091)			28
29	アイテック阪急阪神(株)								19							29
30	(株)メディアアドベンチャー								1							30
31	(株)ハイスタンダード								1							31
32	(株)関西コムネット											1	1(0091)			32
33	阪神ケーブルエンジニアリング(株)											1				33
34	(株)インターネットイニシアティブ											1				34
35	日本無線(株)											1				35
36	さくらインターネット(株)											1				36
37	(株)LTE-X											1				37
38	パナソニックシステムソリューションズジャパン(株)											1				38
39	丸紅無線通信(株)											1				39
40	(株)ケーブルメディアワイワイ											1				40
41	(株)リーふねと												1			41
42	プラステル(株)												2(0091)			42

※上記のほか、国際信号局識別番号(ISPC)、データ通信設備識別番号(DNIC・PNIC)、メッセージ交換設備識別番号(ADMD)が存在

2 新制度の全体概要

新旧制度の比較概要

➤ 電気通信事業法の改正に伴い、電気通信番号制度の対象事業者が拡大するとともに、手続も変更

	旧制度（～2019.5.21）	新制度（2019.5.22～）
番号制度の対象事業者	番号の 指定を受ける 電気通信事業者 (いわゆるFNO・MNOのみ)	番号を 使用する 電気通信事業者 (いわゆるFNO・MNOに加え、 卸先事業者（FVNO・MVNO等）を含む)
番号の指定に必要な手続	番号の指定 申請 (電気通信番号規則に基づく手続)	電気通信番号使用計画の 認定 申請 (電気通信事業法に基づく手続)
卸先事業者※で必要な手続	なし	電気通信番号使用計画の 認定 申請 (みなし認定による手続の簡素化あり)
年度末報告	指定を受けた番号の使用状況を報告	報告内容を拡充するとともに、 報告対象を卸先事業者にも拡大
経過措置等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 6か月間（2019.11.21まで）は旧制度による番号使用が可能 (当該期間中に、電気通信番号使用計画を作成する等の手続が必要) ✓ 既に番号の指定を受けている電気通信事業者も、使用する全ての番号について、改めて指定手続が必要 (旧制度による番号指定は、2019.11.22以降は原則失効する) 	

※固定電話番号に係る転送サービスを提供する電気通信事業者も同様に手続きが必要

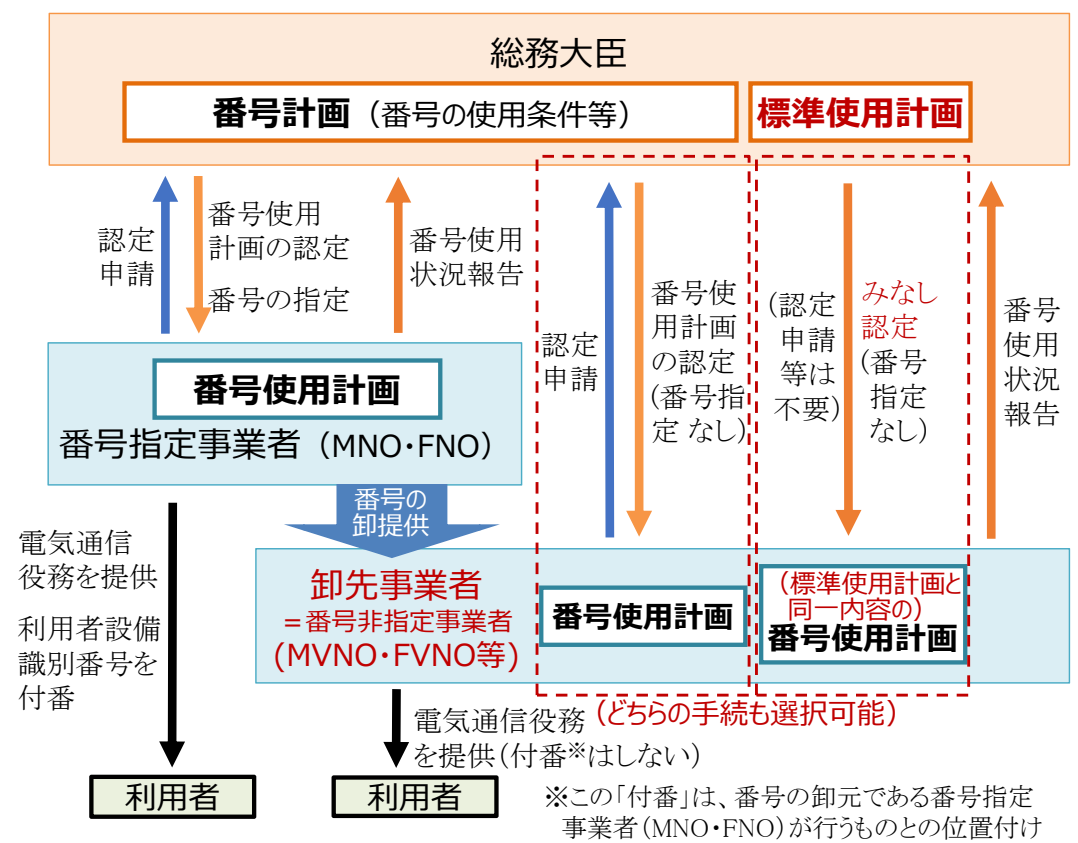
電気通信事業法改正後の電気通信番号の指定

➤ 電気通信番号の公平・効率的な使用と電話サービスの円滑な提供のため、使用条件を付して電気通信事業者に電気通信番号を割り当てるための制度を整備

電気通信番号の使用に関する手続

- ✓ 総務大臣は、**電気通信番号計画**（告示※）を作成・公示
 - ※ 電気通信番号の種別ごとに、提供役務の内容、使用の条件（重要通信、番号ポータビリティ、使用期限等）等を記載
- ✓ 電気通信役務の提供に当たり電気通信番号を使用しようとする**電気通信事業者**は、電気通信番号計画に従って**電気通信番号使用計画**を作成し、**総務大臣の認定を受けなければならない**
- ✓ 総務大臣は、**電気通信番号使用計画**が**電気通信番号計画**に照らし適切なものであること等を**審査し、認定**（併せて電気通信番号を指定）
- ✓ **卸先事業者**（MVNO・FVNO等）についても、次のいずれかの**手続が必要**
 - ✓ **電気通信番号使用計画**を作成し、総務大臣の認定を受ける
 - ✓ **標準電気通信番号使用計画**※と同一の**電気通信番号使用計画**を作成（この場合、総務大臣の認定を受けたものとみなされる）
 - ※卸元電気通信事業者の電気通信番号使用計画の範囲内である等の場合を規定

【手続のイメージ】



電気通信番号の適正使用に関する担保措置

- ✓ 認定された**電気通信番号使用計画**に従って、指定があった**電気通信番号**を使用しなければならない
- ✓ 違反した場合は、総務大臣による**適合命令**
- ✓ 適合命令に従わない場合は**認定の取消し**

(略称) 番号計画 = 電気通信番号計画
 番号使用計画 = 電気通信番号使用計画
 標準使用計画 = 標準電気通信番号使用計画

※この「付番」は、番号の卸元である番号指定事業者(MNO・FNO)が行うものとの位置付け

(参考) 電気通信番号に関する法改正前後の制度の比較

改正後の 電気通信事業法		改正前	
		電気通信事業法	電気通信番号規則（省令）
電気通信番号の使用に関する義務	認定を受けた番号使用計画に従って指定があった電気通信番号を使用する義務(第50条第1項)	電気通信番号を総務省令で定める基準(以下「番号基準」という。)に適合させる義務(第50条第1項)	【第1章 総則】 目的(第1条)、定義(第2条)、遵守義務(第3条)、電気通信番号の基準(第4条)
番号計画	総務大臣による番号計画の作成・公示(第50条第2項) ・電気通信番号 ・電気通信番号が識別する設備又は役務の種類・内容 ・使用に関する条件(重要通信、番号ポータビリティ、使用の期限等)	－(規定なし)	【第2章 電気通信番号計画※】※定義の定めなし 電気通信回線設備等の識別番号(00XY等)(第5条)、信号用伝送装置の識別番号(ISPC)(第7条)、端末設備の識別番号(IMSI)(第8条)、端末系伝送路設備の識別番号(固定・携帯等)(第9条)、電気通信役務の種類・内容の識別番号(第10条)、緊急通報(第11条)、データ通信に係る端末系伝送路設備の識別番号(第12条)、電子メール通信網の識別番号(第13条)、プレフィックス番号(第14条)
	総務大臣が番号計画を定めるに当たり確保すべき事項(第50条第3項) ・設備又は役務の種類・内容の識別が明確・容易 ・役務提供に必要な番号の十分な確保 ・番号の変更ができるだけ生じない ・番号の公平・効率的な使用	総務大臣が番号基準を定めるに当たり確保すべき事項(第50条第2項) ・設備又は役務の種類・内容の識別が明確・容易 ・役務提供に必要な番号の十分な確保 ・番号の変更ができるだけ生じない ・番号の公平・効率的な使用	【第4章 番号ポータビリティに関する措置】 携帯電話・PHSの番号指定を受けた事業者についての双方向番号ポータビリティに係る措置義務(第20条)
	総務大臣による番号計画への記載(第50条の12)	－(規定なし)	
番号使用計画の認定(電気通信番号の指定)の手續	・番号使用計画の認定(第50条の2第1項) ・番号の指定(第50条の2第1項、第50条の11) ・番号使用計画の認定の申請(第50条の2第2項) ・標準使用計画と同一の番号使用計画を定めた場合のみなし認定(第50条の2第3項)		【第3章 電気通信番号の指定に係る手續】 番号の指定の申請(第15条)、必要な番号が電気通信番号計画に基づき使用可能であると認めるときは指定(第16条)
	認定の欠格事由(第50条の3)		－(規定なし)
	認定の基準(第50条の4) ・番号使用計画が番号計画に照らし適切 ・番号が番号計画に照らし指定可能 ・総務省令で定める基準に適合	－(規定なし)	必要な番号が電気通信番号計画に基づき使用可能であると認めるときは指定(第16条)
	認定を受けた番号使用計画の変更の認定(第50条の6)		総務大臣が電気通信番号計画を変更するとき、総務大臣が指定した番号の変更について規定(第17条)
	認定を受けた者の地位の承継(第50条の7)		－(規定なし)
	認定を受けた者が事業を全部廃止した場合等の認定の失効(第50条の8)		番号を使用しないとき又は番号の使用を廃止したときの届出について規定(第18条)
	適合命令に従わない場合等の認定の取消し(第50条の9)		番号規則に違反した場合等の指定の取消し(第19条)
指定の失効等の場合における管理の引継ぎ等(第50条の10)		－(規定なし)	
認定を受けた番号使用計画に適合しない場合の適合命令(第51条)		番号基準に適合しない場合の適合命令(第51条)	－(規定なし)

電気通信番号関係制度改正に伴う主要法令の改正概要

➤ 電気通信事業法の改正に伴い、関係省令・告示についても、廃止・新規制定等の見直しを実施

【法律】電気通信事業法 (第50条・51条)

- ✓ 電気通信番号を使用する場合には、総務省令で定める基準に適合しなければならないことを規定
- ✓ 適合命令を規定

【省令】電気通信番号規則 →廃止

- ✓ 電気通信番号の基準として、電気通信番号の定義や番号構成、その要件を規定
- ✓ 電気通信番号の指定に係る手続を規定

【告示】電気通信番号規則の細目 →廃止

- ✓ 固定電話番号 (0AB~J)の番号区画など、電気通信番号規則の細目を規定

【省令】電気通信事業報告規則

- ✓ 電気通信番号の指定を受けた者に対して、毎年度末時点の指定を受けた電気通信番号の使用状況の報告義務を規定

電気通信番号に関する規定を拡充

指定根拠は法に、手続詳細は新規則に、要件等は新告示に規定

新告示に統合

新制度の対象に、卸先事業者も含まれるため、新たに規定

卸先事業者にも対象拡大

【法律】電気通信事業法 (第50条~第50条の12・第51条)

- ✓ 電気通信番号を使用する場合には、電気通信番号計画に従って電気通信番号使用計画を作成し、認定を受けなければならないことを規定 (卸先事業者も対象)
- ✓ 認定や電気通信番号の指定に関する基本的手続を規定
- ✓ 適合命令を規定

【省令】電気通信番号規則 ←新規

- ✓ 電気通信番号使用計画の認定や、電気通信番号の指定に関する手続等の詳細を規定

【告示】電気通信番号計画 ←新規

- ✓ 電気通信番号使用計画を認定する際の基準
- ✓ 電気通信番号の定義や番号構成、使用条件を規定
- ✓ 固定電話番号(0AB~J)の番号区画についても規定

【告示】標準電気通信番号使用計画 ←新規

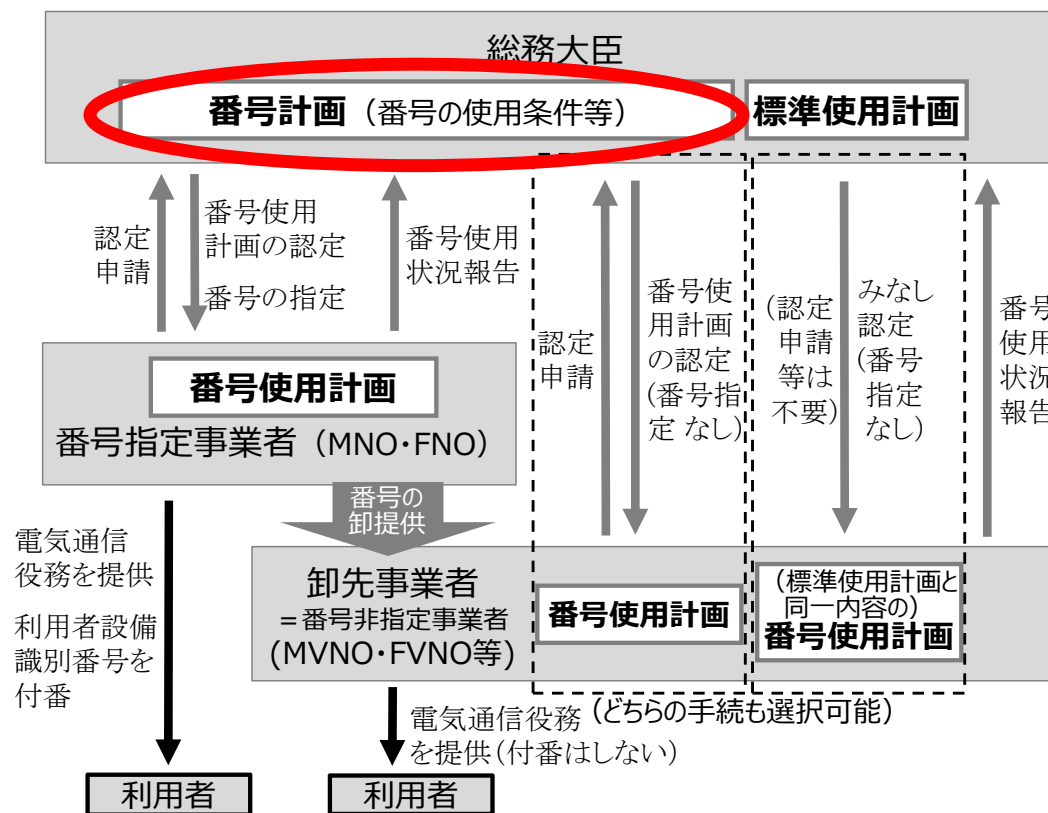
- ✓ みなし認定の対象となる、標準的な電気通信番号使用計画を規定

【省令】電気通信事業報告規則

- ✓ 電気通信番号を使用する者 (卸先事業者も含む) に対して、毎年度末時点の電気通信番号の使用状況の報告義務を規定

※ このほか、電気通信事業法施行規則に、電気通信番号関係制度の適用対象外となる番号 (国際衛星携帯用番号等) を規定

3 電気通信番号計画



電気通信番号計画の概要

- 電気通信番号使用計画を認定する際の基準（法第50条第2項に基づく告示）
- 電気通信番号のほか、識別する電気通信設備等、使用に関する条件※等の項目を整理した一覧表の形で規定
※重要通信の取扱いに関する条件、番号ポータビリティに関する条件、使用期限 等

電気通信番号計画の構成

第1 総則

用語の定義、本計画の変更時の対応等を規定

第2 電気通信番号の使用に関する**基本的事項**

電気通信番号を使用する全ての電気通信事業者が遵守すべき事項を規定

第3 **利用者設備識別番号**に関する事項

電気通信番号のうち電気通信事業者が利用者に付番する番号を規定

第4 **事業者設備等識別番号**（プレフィックスを除く。）に関する事項

利用者設備識別番号以外の番号（プレフィックスを除く。）を規定

第5 **プレフィックス**に関する事項

電話番号に前置するプレフィックス（国内=0/国外=010）を規定

別表第1 **固定電話番号の細目**

0AB～J番号の番号区画について規定

別表第2 **付加的役務電話番号の細目**

0AB0番号（0120,0800,0170,0180,0570,0990）とその機能について規定

別表第3 **付加的役務識別番号の細目**

1XY番号（184等（緊急通報番号を除く。））とその機能について規定

別表第4 **本人特定事項の確認方法**

固定電話番号の電話転送役務に関する契約を締結する際に必要となる本人確認方法（犯罪収益移転防止法に準じる確認方法）を規定

電気通信番号の使用に関する基本的事項

電気通信事業者は、電気通信役務の提供に当たり電気通信番号を使用する場合は、次に掲げる事項に従わなければならない。

- 1 電気通信番号により電気通信設備又は電気通信役務の種類若しくは内容を識別できるようにすること。
- 2 電気通信番号の使用は電気通信役務の提供のために必要なものに限ること。
- 3 利用者が公平に電気通信番号を使用できるようにすること。
- 4 電気通信番号の効率的な使用を図ること。

電気通信番号に関する事項の規定イメージ

電気通信番号		電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容	電気通信番号の使用に関する条件
電気通信番号の種類	電気通信番号の構成		
固定電話番号	0ABCDEFGHIJ （ただし、英字は十進数字とし、ABCDEは、市町村の区域を勘案して別表第1に定めるところに従い、総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。）	固定端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等（特定接続電話番号により識別するものを除く。）	第1 重要通信の取扱いについては、次のとおりとする。（略） 第2 番号ポータビリティについては、次のとおりとする。（略） 第3 自ら指定を受けて固定電話番号を使用する者にあつては、次のとおりとする。（略） 第4 電話転送役務（略）を提供する者にあつては、次のとおりとする。（略）

電気通信番号の種別

➤ 電気通信番号を**利用者設備識別番号**／**事業者設備等識別番号**に区分して記載

電気通信番号の種別		電気通信番号の構成	新番号規則	旧番号規則	ITU勧告
利用者設備識別番号	固定電話番号	0 <u>A B C D E</u> F G H J	別表 第1号	第9条 第1項 第1号	ITU-T E.164
	付加的役務電話番号	0 <u>A B 0 D E F</u> G H J (K) (ABは12,17,18,57,80(Kあり),99)	別表 第2号	第10条 第1項 第3号	ITU-T E.164
	データ伝送携帯電話番号	0 2 0 <u>C D E</u> F G H J K (Cは0,4を除く)	別表 第3号	第9条 第1項 第3号の2	ITU-T E.164
	音声伝送携帯電話番号	0 7 0 <u>C D E</u> F G H J K	別表 第4号	第9条 第1項 第3号	ITU-T E.164
		0 8 0 <u>C D E</u> F G H J K			
		0 9 0 <u>C D E</u> F G H J K (Cは0を除く)			
	無線呼出番号	0 2 0 4 <u>D E</u> F G H J K	別表 第5号	第9条 第1項 第4号	ITU-T E.164
	特定IP電話番号	0 5 0 <u>C D E F</u> G H J K (Cは0を除く)	別表 第6号	第10条 第1項 第2号	ITU-T E.164
	FMC電話番号	0 6 0 0 <u>D E F</u> G H J K	別表 第7号	第10条 第1項 第1号	ITU-T E.164
特定接続電話番号	0 9 1 <u>C D E</u> …(13桁以下)	別表 第8号	第9条 第1項 第2号	ITU-T E.164	
IMSI	4 4 <u>C D E</u> …(15桁)	別表 第9号	第8条	ITU-T E.212	
事業者設備等識別番号	事業者設備識別番号	0 0 <u>X Y</u> / 0 0 2 <u>Y Z</u> (Xは0,2,9を除く。)	別表 第10号	第5条 第1項	ITU-T E.164
		0 0 9 1 <u>X Y</u>		第5条 第2項	ITU-T E.164
	付加的役務識別番号	1 <u>X Y</u> (3桁以上)	別表 第11号	第10条 第1項 第3号	ITU-T E.164
	緊急通報番号	1 1 0 / 1 1 8 / 1 1 9	別表 第12号	第11条	ITU-T E.164
	国際信号局識別番号	1 0 0 …(2進14桁)	別表 第13号	第7条	ITU-T Q.708
	データ通信設備識別番号	4 4 …(14桁以内)	別表 第14号	第12条	ITU-T X.121
	メッセージ交換設備識別番号	…(2~16オクテットの符号)	別表 第15号	第13条	ITU-T F/X.400
プレフィックス	0 又は 0 1 0	規定なし	第14条	ITU-T E.164	

電気通信番号の使用に関する条件

- ▶ 「電気通信番号の使用に関する条件」として、従来から電気通信番号を指定する際に求めている事項に加え、PSTNのIP網への移行等を踏まえた条件を追加

※電気通信事業者は、新たに追加した条件も含めて、条件の確保に関する事項を電気通信番号使用計画に記載する必要。
総務大臣は、当該条件が確保される見込みであること確認した上で、電気通信番号使用計画を認定。

追加した主な条件

● PSTNのIP網への移行に関する条件

※「固定電話網の円滑な移行の在り方」(平成29年9月情報通信審議会答申等)を踏まえた規定

- ✓ 固定電話番号において**双方向での番号ポータビリティ**が可能であること（2025年1月末日までに）

- ✓ 固定電話番号・携帯電話番号において**IP-IP接続に対応した網間信号接続を実施すること**

※その他電気通信番号については、IP網への移行の段階に応じて、今後、条件を規定する予定

- ✓ IP-IP接続に対応した網間信号接続を行う場合は、**E-NUM方式**によること。

● 光卸売サービス事業者の事業者変更に関する条件

※「NTT東西の光サービスの卸売サービスの事業者変更の在り方についてのタスクフォース」報告書を踏まえた規定

- ✓ 固定電話番号において**事業者変更時の番号ポータビリティ**が可能であること

● 固定電話番号を使用する電話転送役務に関する条件

※「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」(平成30年9月情報通信審議会答申)を踏まえた規定

※データ伝送携帯電話番号(020番号)、IMSI等については、「IoT時代の電気通信番号に関する研究会」での検討結果等を踏まえ、今後、条件を追加的に規定する予定

条件の規定例（固定電話番号における例）

第1 重要通信の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 **利用者が緊急通報を行うことが可能であること。**[略]
- 2 **電話転送役務**[略]を提供する場合[略]

第2 番号ポータビリティについては、次のとおりとする。

- 1 令和7年1月末日までに、固定電話番号の指定を受けた電気通信事業者（当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供[略]を受ける電気通信事業者を含む。2において「**固定電話番号使用事業者**」という。）の**相互間で、番号ポータビリティを可能とし、そのために必要な措置を講ずること。**
- 2 1の規定によるもののほか、利用者[略]が、**FTTHアクセスサービス**（[略]FTTHアクセスサービスと一体的にIP電話[略]を提供するものに限る。[略]）の提供に関する契約の相手方を[略]変更する場合[略]においては、現に当該利用者が提供を受けているIP電話に係る**番号ポータビリティが可能であること。**[略]

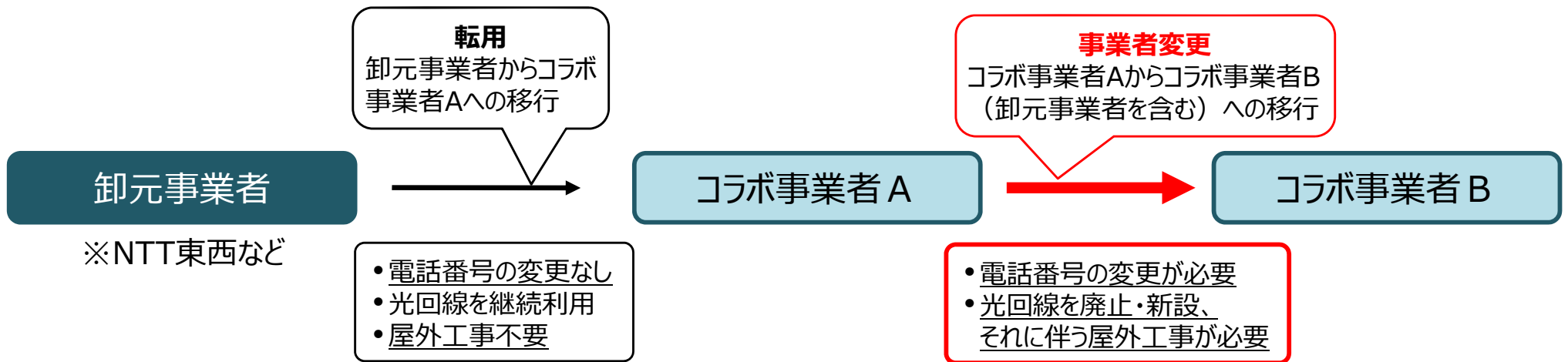
第3 自ら指定を受けて固定電話番号を使用する者にあつては、次のとおりとする。

- 1 固定端末系伝送路設備に直接接続する交換設備及び当該伝送路設備を識別する**交換設備を設置すること。**
- 2～4 [略]
- 5 次に掲げるいずれかの方法（(1)に掲げる方法は、令和7年1月末日までに限る。）により網間信号接続を行うこと。ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。
 - (1) 直接又は他の電気通信事業者（一の者に限る。）の網[略]を介して第一種指定電気通信設備と接続する方法
 - (2) 全ての網間信号接続対象事業者と**インターネットプロトコルを使用して直接接続する方法（E-NUM方式に限る。）**
- 6・7 [略]

第4 **電話転送役務**[略]を提供する者にあつては、次のとおりとする。[略]

光卸売サービスの「事業者変更」について

光卸売サービスの課題



総務省 タスクフォース報告書概要

2018年5月から総務省においてタスクフォースを開催。同年8月7日に、**利用者の利便性向上**の観点から、**電話番号及び光回線の継続した利用を可能**とする「事業者変更」を早期に実現するよう提言。

電気通信番号計画（電気通信番号の使用に関する条件）

原則 固定電話番号において事業者変更時の番号ポータビリティが可能であること。

- 特例**
- 番号ポータビリティが技術的に困難である場合
 - 番号ポータビリティのために必要な電気通信設備の変更に時間を要する場合
 - 番号ポータビリティが不可能であることについて特別の事情があると総務大臣が特に認める場合

固定電話番号を使用する電話転送役務に関する条件①

- 「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」（平成30年9月情報通信審議会答申）を踏まえて、固定電話番号を使用する電話転送役務に関する条件等を追加

電話転送役務の定義

電話転送役務…発信転送又は着信転送を行う機能の提供に係る電気通信役務

発信転送…利用者の端末設備等に着信した通信（電気通信番号以外の番号、記号その他の符号を着信先とするものを含む。）について、当該端末設備等を識別する利用者設備識別番号に発信元を変更し、又は新たに設定して、当該利用者が指定する端末設備等に自動的に転送すること
 着信転送…利用者の端末設備等に着信した通信（利用者設備識別番号を着信先とするものに限る。）について、発信先を当該利用者があらかじめ指定した電気通信番号に変更（電気通信番号以外の番号、記号その他の符号を設定することを含む。）し、当該発信先に自動的に転送すること

追加した主な条件

● 地理的識別性等の確保に関する条件

✓ 契約を締結する際に、次の事項を確認すること

① 利用者の本人特定事項（氏名・住居等）

※別表第4に定める方法（犯罪収益移転防止法に準じて定める方法）により確認することが必要

② 利用者の活動の拠点が、番号区画の区域内にあること

※利用者の活動の拠点が複数存在する場合は、固定端末系伝送路設備の一端が設置される拠点及び主たる拠点のいずれもが区域内にあること

③ 固定端末系伝送路設備の一端が、利用者の活動の拠점에設置されていること

※②③については、既に固定電話番号を使用した電気通信役務（電話転送役務を除く。）の提供を受けている利用者に対して、当該役務に係る固定端末系伝送路設備（利用者の拠点到その一端が設置されたものに限る。）を使用して電話転送役務を提供する場合には確認を要さない

※発信転送のみを提供する場合で、発信者番号を非通知又は固定電話番号以外の電気通信番号を通知する措置を講じるときは、いずれも確認を要さない

● 通話品質の確保に関する条件

✓ 電話転送役務の提供に係る電気通信設備について、**050IP電話における総合品質又はこれと同程度の音声伝送品質**を満たしていることの確認が行われていること

※電気通信設備が音声伝送役務に関する事業用電気通信設備の自己確認が行われている場合は確認を要さない

※品質を満たしていない旨を通知する措置（発信転送・着信転送）、又は発信者番号を非通知にする措置（発信転送）を講じるときは、確認を要さない

● 緊急通報に関する条件

✓ 緊急通報の発信転送の際に、発信元の発信者情報が、**緊急通報の利用者を誤認させるおそれがあるときは、**

- ① 緊急通報を不可能とする措置を講じること
- ② 緊急通報を代替して提供するための措置を講じること
- ③ 緊急通報を利用できないことを利用者に説明を行うこと

経過措置等

✓ 既に電話転送役務を提供している場合で、改正規定を満たさない場合は、**3年間の経過措置**を設定（ただし、利用者の本人特定事項の確認については当該経過措置の適用なし（改正法附則による6か月の経過措置））

※経過措置期間中であっても、2019年11月21日までに、電気通信番号使用計画の作成・認定等の手続が必要

※電話転送役務の提供状況については、電気通信事業報告規則により、定期的な報告を求める（後述）

電話転送役務に関するFAQ

<制度対象について>

問 050番号や0120番号で転送を行うことも対象となるのか。

→ 今回の制度においては、地理的識別性の確保等の観点から固定電話番号(0ABJ番号)の転送電話が対象となっている。このため、例えば050番号や0120番号のみを使用する転送電話については、特段の対応は求められていない。

問 固定電話番号から050番号や0120番号に転送する場合は対象となるのか。

→ 固定電話番号から050番号等へ転送する場合や、050番号等から固定電話番号へ転送する場合など、固定電話番号に関係するため対象となる。

問 固定電話番号から独自ID（非電気通信番号）に変換して転送する場合も対象となるのか。

→ 固定電話番号から独自IDに変換するような場合であっても、固定電話番号に関係するため対象となる。

問 電話受付代行は対象となるのか。

→ 電話を自動転送せず手動で転送する場合については対象外である。

<本人確認について>

問 本人確認方法や本人確認書類を具体的に定めた規定はあるのか。

→ 電気通信番号計画別表第4に規定する方法（犯罪収益移転防止法における本人確認に準じる方法）に基づく必要がある。各事業者においては、具体的な確認手法を電気通信番号使用計画へ記載し、総務大臣の認定を受けることが必要となる。

問 本人確認書類の保管期間はどのようになっているのか。

→ 今回の制度においては、本人確認書類の保管は義務付けていない。

問 制度施行時に既に転送電話の契約を行っている利用者に対しても改めて本人確認を行う必要があるのか。

→ 本人確認は「契約の締結の際」に行うことを求めている。このため、既に転送電話サービスを契約している利用者に対して遡って確認をすることまでは求めている。

<活動拠点の確認について>

問 活動拠点の確認はどのように行えばよいか。

→ 活動拠点については多様な形態が想定され、またその確認方法についても多様な方法が想定されるため、具体的な確認方法については規定を行っていない。各事業者においては、具体的な確認手法を電気通信番号使用計画へ記載し、総務大臣の認定を受けることが必要となる。

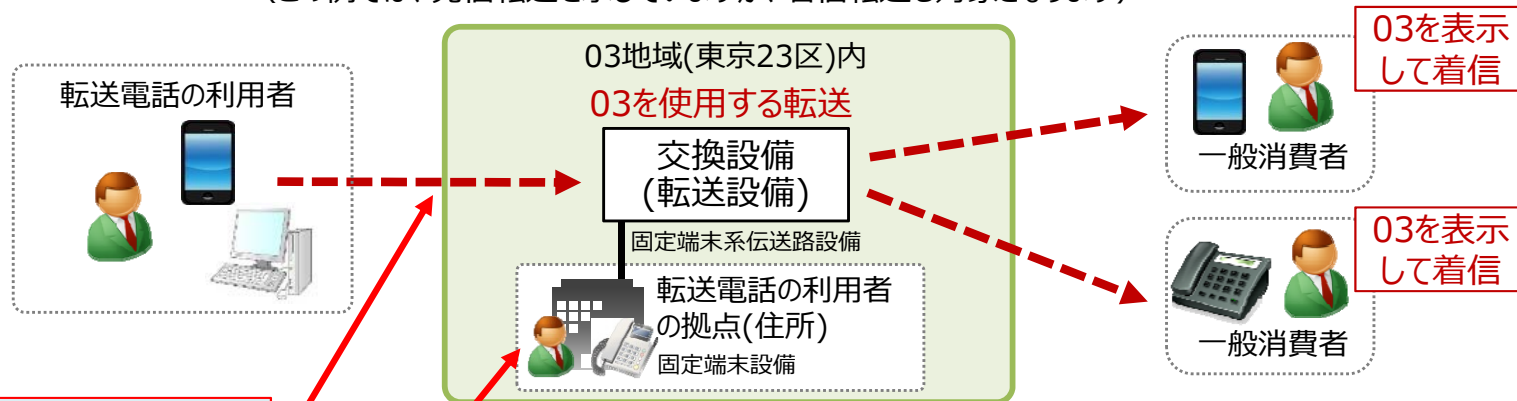
※自社のサービスが今回の制度対象に該当するかどうかなど、不明な点については、本資料最終ページの問合せ先に問合せ願います。

(参考) 「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」答申

- **固定電話番号(0AB~J番号)**を使う電話は、「市外局番による地域性」、「高い通話品質」、「緊急通報が可能」といった要件が制度的上義務付けられており、社会的信頼性を得ながら国民生活に広く浸透。
- **転送電話**により、実際は東京・大阪にいない人が相手に「03」「06」の固定電話番号を表示して電話をかけたり、携帯電話(090等)やIP電話(050)からかけた電話を**固定電話からかけたように装うことも可能**。
- こうしたサービスは、**法人ユーザに一定のニーズがあるが、固定電話自体の地域性や社会的信頼性に疑義が生じていくものであり、これまで十分なルールが整備されていなかった**。
- このため、**情報通信審議会(電気通信事業政策部会・電気通信番号政策委員会)**において、平成30年4月から、事業者や一般消費者の意見も聞きながら、固定電話番号を使用する転送電話に関する検討を実施し、**平成30年9月に答申**。

<固定電話番号を使用した転送電話の例>

(この例では、発信転送を示していますが、着信転送も対象となります)



通話品質の識別性の確保

固定・携帯・050IP電話と同等品質を確保
(満たせない場合は利用者への通知措置)

地理的識別性・社会的信頼性の確保

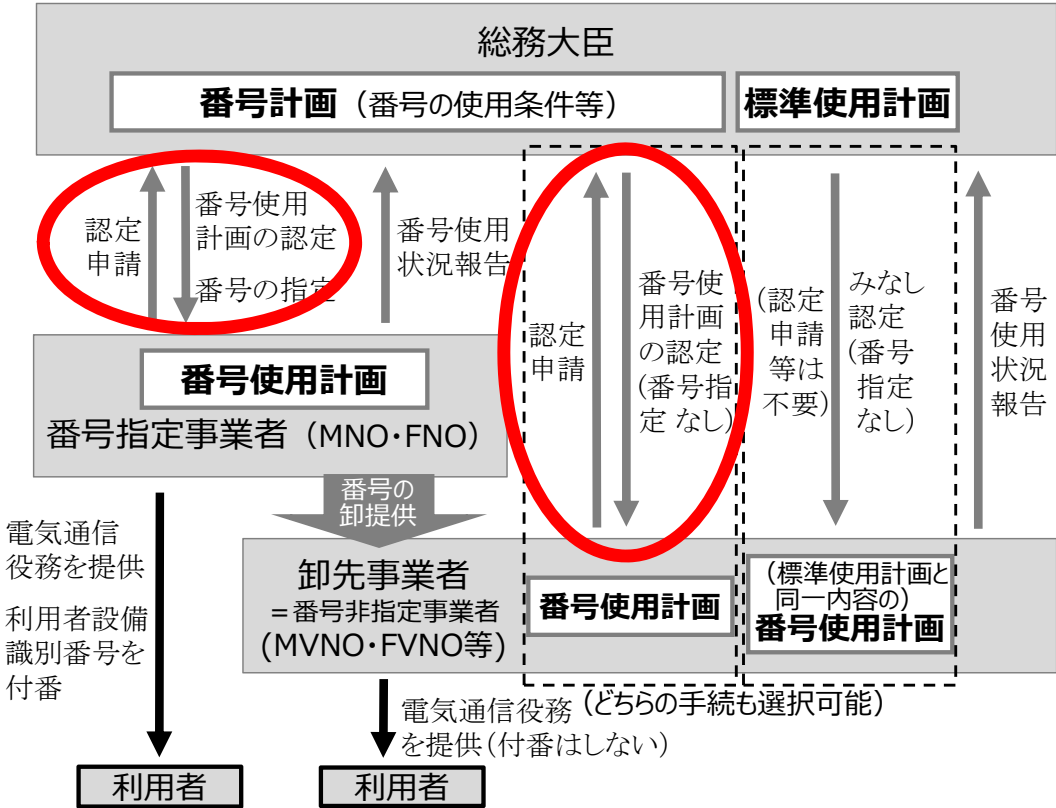
住所確認・本人確認を徹底
端末系伝送路等の確保

番号非指定事業者による転送電話

番号使用計画や定期報告などにより
転送に係る卸提供の状況を総務省が把握

答申で求める主要内容

4 電気通信番号規則



電気通信番号規則の概要

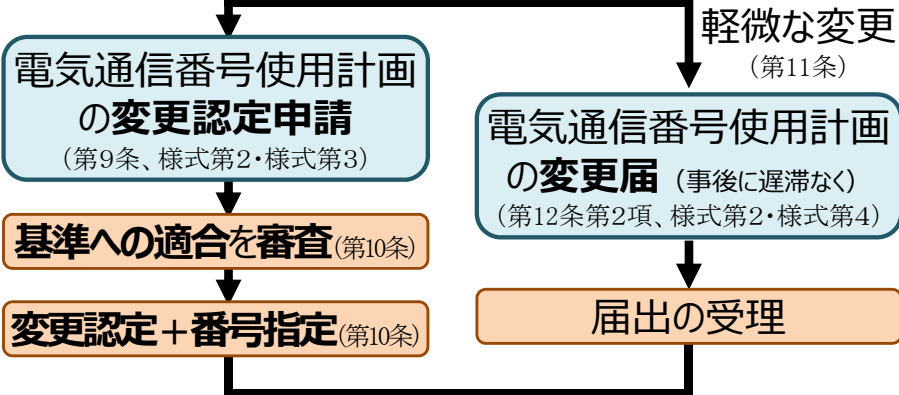
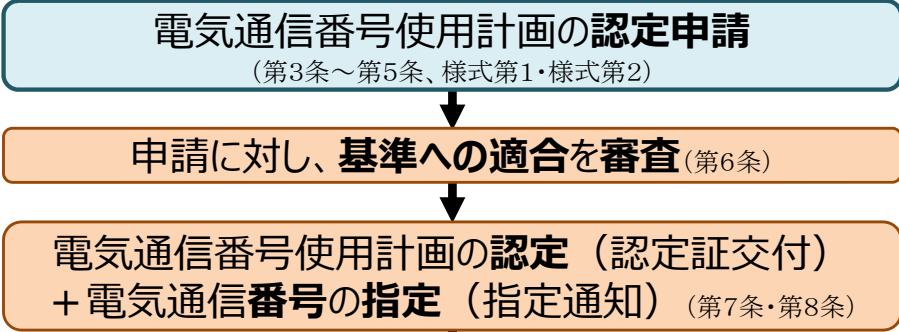
➤ 電気通信番号使用計画の認定や、電気通信番号の指定に関する手続等の詳細を規定（電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）を廃止し、同名の省令を新規制定）

電気通信番号規則の構成

- 第1章 総則
 - 目的、用語の定義を規定（第1条・第2条）
- 第2章 電気通信番号使用計画の認定手続
 - 電気通信番号使用計画の認定までの手続を規定（第3条～第8条）
- 第3章 電気通信番号使用計画の認定後の手続
 - 電気通信番号使用計画の変更等の手続を規定（第9条～第15条）
- 第4章 雑則
 - 公示方法、書類の提出方法を規定（第16条～第18条）
- 別表 電気通信番号の種別
 - 電気通信番号使用計画の作成単位として、電気通信番号の種別を列記
- 様式第1 電気通信番号使用計画認定申請書
 - 電気通信番号使用計画の認定の申請書
- 様式第2 電気通信番号使用計画
 - 電気通信番号使用計画の様式（様態に応じて第1～第4に分けて規定）
- 様式第3 電気通信番号使用計画の変更認定申請書
 - 電気通信番号使用計画の変更の認定の申請書
- 様式第4 電気通信番号使用計画の変更届出書
 - 軽微事項に該当する場合の変更届出書
- 様式第5 電気通信番号を使用しない電気通信事業者になった旨の届出書
 - 電気通信番号を使用しなくなった場合の届出書

認定のながれ

凡例 電気通信事業者 総務省



事業承継等 (第12条第1項)
※事業登録・届出における手続により代替

番号を使用しなくなった旨の届出 (第12条第3項・第4項、様式第5)

※電気通信番号の指定の追加・削減についても、電気通信番号使用計画の変更として認定申請・届出が必要

※従来の電気通信番号規則において存在した変更届が不要な軽微事項は、新制度では規定を設けない

※この他、失効・取消しも電気通信事業法に規定

電気通信番号使用計画の認定に関する手続

- 電気通信番号使用計画は、電気通信番号の種別等ごとに、規定の様式（記載事項）に沿って作成
- 認定申請は、電気通信事業者単位で行い、申請書、電気通信番号使用計画等を総務大臣に提出

電気通信番号使用計画の認定手続

（規則第3条～第5条、様式第1・様式第2）

- ✓ 電気通信番号使用計画は、**電気通信番号の種別（0AB0の場合は機能）**ごとに作成（規則第5条第2項）
※0AB0は、0120・0800/0170/0180/0570/0990ごと
- ✓ 電気通信番号使用計画の記載事項は、電気通信番号の使用の様態に応じて、様式第2に第1～第4まで規定
 - 様式第2第1 … 利用者設備識別番号
（自ら指定を受けて使用する場合）
 - 様式第2第2 … 利用者設備識別番号
（卸電気通信役務の提供を受けて使用する場合）
 - 様式第2第3 … 事業者設備等識別番号
（自ら指定を受けて使用する場合）
 - 様式第2第4 … 事業者設備等識別番号
（卸電気通信役務の提供を受けて使用する場合）
- ✓ プレフィックスは電気通信番号使用計画の作成は不要
※利用者設備識別番号（IMSIを除く）の指定を受けている場合は、プレフィックスの指定を受けているものとみなされる（規則第8条第2項）
- ✓ 認定は、**電気通信事業者を単位として実施**（規則第3条）
※自ら指定を受ける電気通信番号が一つでもあれば、認定申請を行う必要（その場合は、みなし認定を受けることはできない）
※既に固定電話番号に関する認定を受けている者が、新たに特定IP電話の電気通信番号使用計画を追加する場合は、新規の認定申請ではなく、既存認定の変更認定申請となる
※認定申請の際は、様式第1（変更の場合は様式第3）の申請書に電気通信番号使用計画及び必要な添付書類を付して申請（規則第5条）

電気通信番号使用計画の記載事項

（法第50条の2第1項、規則第4条、様式第2）

- 電気通信番号の使用に関する事項
 - ✓ 電気通信番号の使用に関する基本的事項を遵守する旨
 - ✓ 電気通信番号をその種別に応じ適切に使用する旨
- 付番をしようとする利用者設備識別番号
（利用者設備識別番号の指定を受ける場合）
- 使用しようとする事業者設備等識別番号
（事業者設備等識別番号の指定を受ける場合）
- 電気通信番号を使用して提供する**電気通信役務の内容**
- 電気通信番号の使用に必要となる**電気通信設備の構成図**
- 付番に関する事項
（利用者設備識別番号の指定を受ける場合）
 - ✓ 付番順序、再利用の有無、解約保留期間
- 利用者設備識別番号の**管理に関する事項**
 - ✓ 番号の使用・未使用等の状態の管理方法
 - ✓ 卸先事業者に対する番号管理方法
- 電気通信番号の使用に関する**条件の確保に関する事項**
- その他電気通信番号の使用に当たり特に必要な事項

凡例 ●：電気通信事業法に規定する記載事項
●：電気通信番号規則に規定する記載事項
●：双方に規定する記載事項

電気通信番号使用計画の作成イメージ

電気通信番号規則様式第 1

電気通信番号使用計画 認定申請書

認定を受けようとする電気通信番号使用計画	固定電話番号[第1]
	固定電話番号[第2]
	特定IP電話番号[第1]
	付加的役務識別番号[第3]
	付加的役務識別番号[第4]
緊急通報番号[第3]	
緊急通報番号[第4]	
欠格事由の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

電気通信番号規則様式第 2 第 X

電気通信番号使用計画

固定電話番号 [第 1]

電気通信番号使用計画

固定電話番号 [第 2]

電気通信番号使用計画

特定 I P 電話番号 [第 1]

電気通信番号使用計画

付加的役務識別番号 [第 3]

電気通信番号使用計画

付加的役務識別番号 [第 4]

電気通信番号使用計画

緊急通報番号 [第 3]

電気通信番号使用計画

緊急通報番号 [第 4]

電気通信番号規則第 5 条第 3 項

添付書類

指定を受けようとする固定電話番号の数とその算定の根拠

添付書類

特定の固定電話番号の指定を希望する理由

添付書類

指定を受けようとする特定 I P 電話番号の数とその算定の根拠

添付書類

特定の特定 I P 電話番号の指定を希望する理由

認定の基準／管理の引継ぎ

- 公平・効率的な電気通信番号の使用等の観点から、電気通信番号使用計画の認定の基準を規定
- 電気通信番号の指定が失効等した場合であっても、番号ポータビリティにより使用されている番号等を一定期間保護するための措置（利用者設備識別番号の管理の引継ぎ等）を規定
 - ※「固定電話網の円滑な移行の在り方」(平成29年9月情報通信審議会答申等)を踏まえた制度の整備

電気通信番号使用計画の認定の基準

(法第50条の4、規則第6条)

- 電気通信番号使用計画が**電気通信番号計画に照らし適切であること**
- 指定を受けようとする利用者設備識別番号が電気通信番号計画に照らし**指定可能であること**
- 指定を受けようとする利用者設備識別番号が、電気通信役務の提供に**必要かつ合理的**であること
- 指定を受けようとする番号区画ごとの固定電話番号が、相当程度の需要が見込まれ、役務提供計画に**確実性**があること
- **付番に関する事項**が、利用者に対する**公平性を確保し、効率的な利用者設備識別番号の使用を確保**していること
- 電気通信番号の**管理に関する事項**が、卸電気通信役務の提供の観点からも**適切**であること

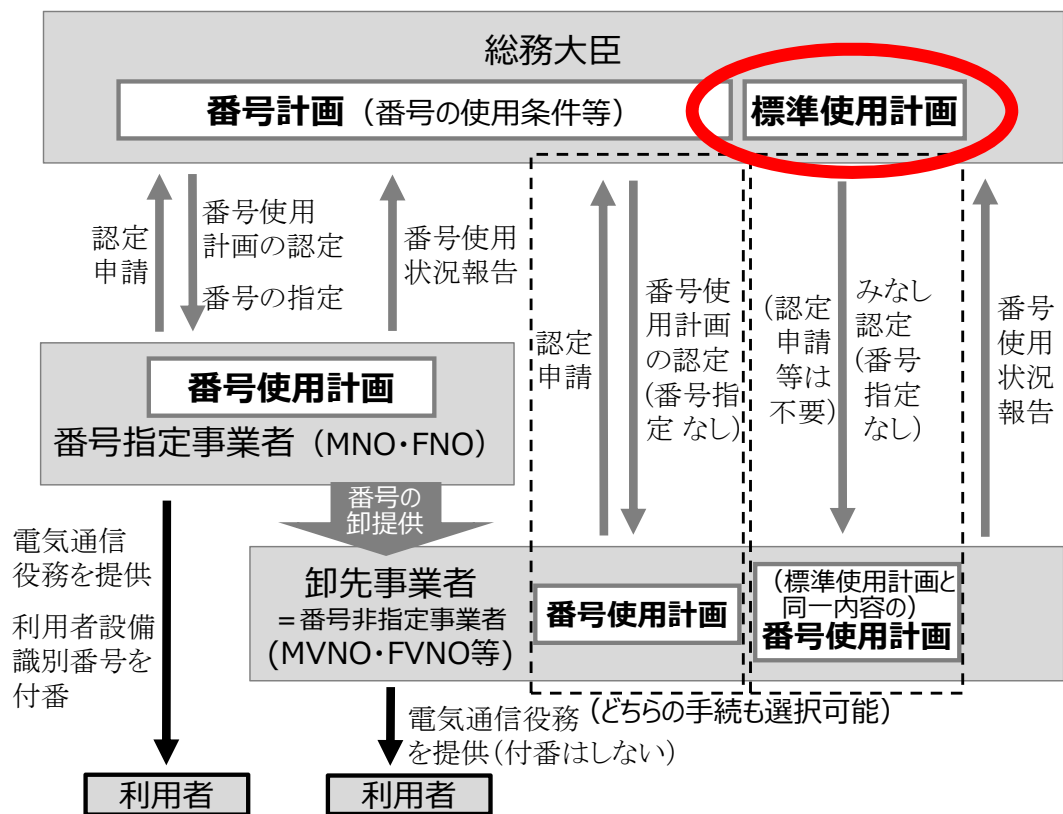
凡例 ●: 電気通信事業法に規定する記載事項
●: 電気通信番号規則に規定する記載事項

利用者設備識別番号の管理の引継ぎ等

(法第50条の10、規則第13条)

- ✓ 利用者設備識別番号の指定が失効・取消しとなった場合、あらかじめ行った届出により定めていた電気通信事業者が、**30日間に限り指定を受けているものとみなされる規定** (規則第13条第1項・第2項)
 - ※総務大臣は、電気通信事業者を定める届出を受けた場合は、当該者に通知をし、当該者は同意しないことが可能(同条第3項・第4項)
- ✓ 利用者設備識別番号の指定が失効・取消しとなった場合、番号ポータビリティにより使用されている番号については、**30日間に限り従前の例により使用可能** (規則第13条第5項)

5 標準電気通信番号使用計画



標準電気通信番号使用計画の概要

- みなし認定の対象となる、標準的な電気通信番号使用計画（法第50条の2第3項に基づく告示）
- 標準電気通信番号使用計画と同一の電気通信番号使用計画を作成した場合には、総務大臣の認定を受けたものとみなされる
※番号非指定事業者であるMVNO・FVNO等の適切な番号の使用を確保しつつ、その負担を軽減するための措置

標準電気通信番号使用計画の構成

第1 総則

用語の定義を規定

第2 標準電気通信番号使用計画

別表第1・別表第2を使用できる範囲について規定

第3 雑則

電気通信番号の作成方法について規定

別表第1 電気通信番号使用計画

電気通信役務の内容・電気通信設備の構成等が、卸元電気通信事業者のものの範囲内となる場合の標準的な電気通信番号使用計画

別表第2 電気通信番号使用計画

電気通信役務の内容・電気通信設備の構成が、卸元電気通信事業者と異なる場合の標準的な電気通信番号使用計画

別表第1・別表第2の使い分け

✓ 次の場合には、**別表第1**を使用

- 電気通信役務の内容・電気通信設備の構成等が、**卸元電気通信事業者のもの**の範囲内となる場合
- 電気通信番号の種別による制限はない

卸元電気通信事業者に係る
電気通信役務・電気通信設備

卸先電気通信事業者に係る
電気通信役務・電気通信設備

✓ 次の条件を全て満たす場合は、**別表第2**を使用

- 「電気通信役務の内容」・「電気通信番号の使用に必要となる電気通信設備の構成図」が、**卸元電気通信事業者と異なる場合**
- 電気通信番号の種別が次のいずれかの場合

卸元電気通信事業者に係る
電気通信役務・電気通信設備

卸先電気通信事業者に係る
電気通信役務・電気通信設備

- 固定電話番号※【+付加的役務識別番号／緊急通報番号】
※電話転送役務を提供していない場合に限る。
- データ伝送携帯電話番号【+IMSI】
- 音声伝送携帯電話番号【+IMSI／付加的役務識別番号／緊急通報番号】
- 特定IP電話番号【+付加的役務識別番号】
- IMSI

✓ 別表第1も別表第2も用いることができない場合は、みなし認定の対象とはならず、総務大臣への認定申請の手続きが必要

みなし認定の対象となる電気通信番号使用計画

- 標準電気通信番号使用計画に基づき、電気通信番号使用計画を作成した場合は、認定申請の手続き不要
- 電気通信番号使用計画は、**電気通信番号の種別ごと***に、別表第1又は別表第2に従って**作成**
※0AB0は、0120・0800/0170/0180/0570/0990ごとに作成
 ※1XY番号・緊急通報番号・IMSIについては、併せて作成できる場合がある

別表第1・別表第2での記載方法の違い

記載項目	別表第1による電気通信番号使用計画	別表第2による電気通信番号使用計画
様式右上部分	電気通信番号の種別等を記載	電気通信番号の種別等を記載
1 電気通信番号の使用に関する事項	様式の通り記載	様式の通り記載
2 電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の内容	<u>卸元事業者の範囲内である必要</u> 卸元事業者名 + 再卸の有無を記載	<u>卸元事業者と異なる部分がある</u> 卸元事業者名 + 再卸の有無を記載 役務内容の異なる部分を記載
3 電気通信番号の使用に必要となる電気通信設備の構成図	<u>卸元事業者の範囲内である必要</u> 様式の通り記載	<u>卸元事業者と異なる部分がある</u> 設備構成の異なる部分を記載
4 電気通信番号の管理に関する事項	<u>卸元事業者の範囲内である必要</u> 様式の通り記載	<u>卸元事業者の範囲内である必要</u> 様式の通り記載
5 電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項	<u>卸元事業者の範囲内である必要</u> 様式の通り記載	<u>卸元事業者の範囲内である必要</u> 様式の通り記載

標準電気通信番号使用計画の作成に関するFAQ

問 050番号をA社とB社から卸提供を受けている場合はどうすべきか。
 → A社とB社を合わせて作成してよい。卸元事業者名には「A社及びB社」と記載し、再卸の有無など、両社で異なる部分があれば、その点が明確となるように記載する。

問 050番号においてA社が別表第1、B社が別表第2となる場合はどうすべきか。
 → A社とB社を合わせて作成してよい。その場合、別表第2により作成する。

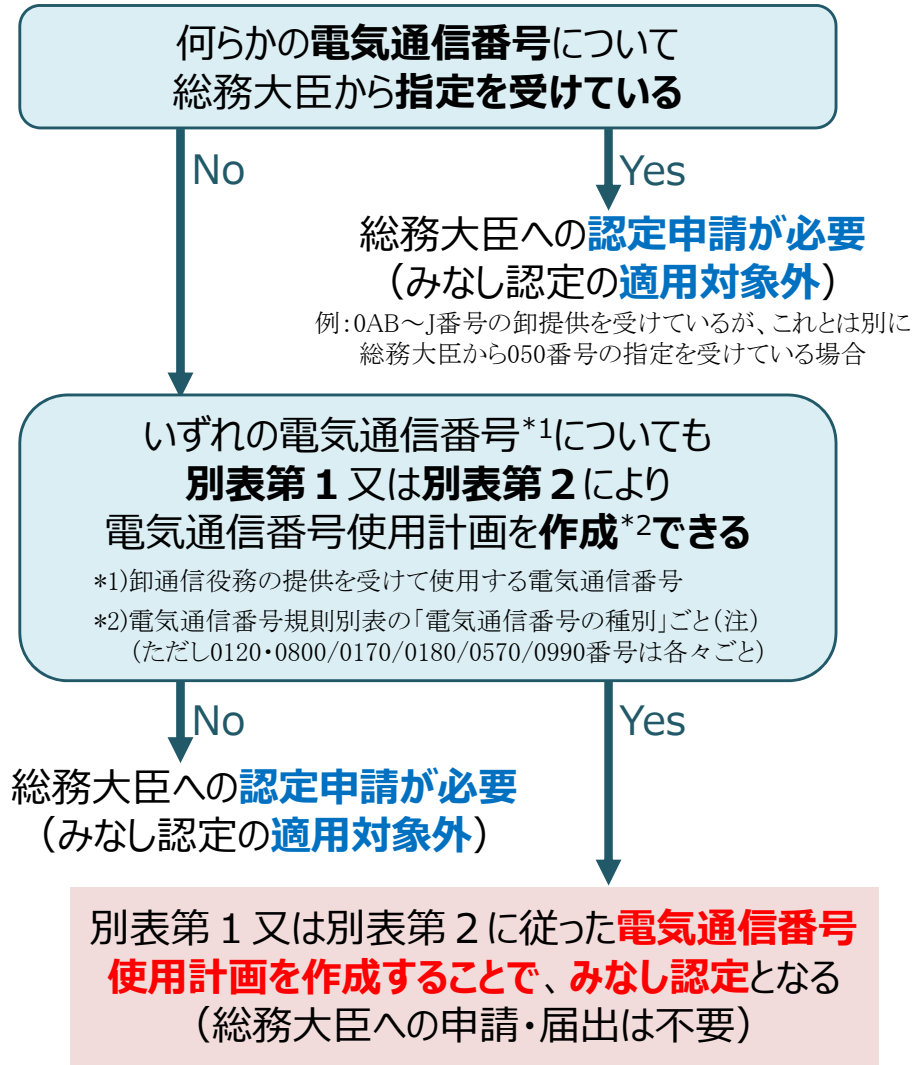
問 A社がB社に、B社がC社に多重に卸す場合、C社の卸元は誰を記載すべきか。
 → C社の卸元事業者は、B社を記載する。

問 電気通信番号使用計画は作成するだけでよいのか。
 → 作成後に総務省へ提出する必要はないが、毎年度末の報告(後述)が必要である。また、適宜社内で周知・保管するなど、社内規程類と同様に適切に管理願いたい。

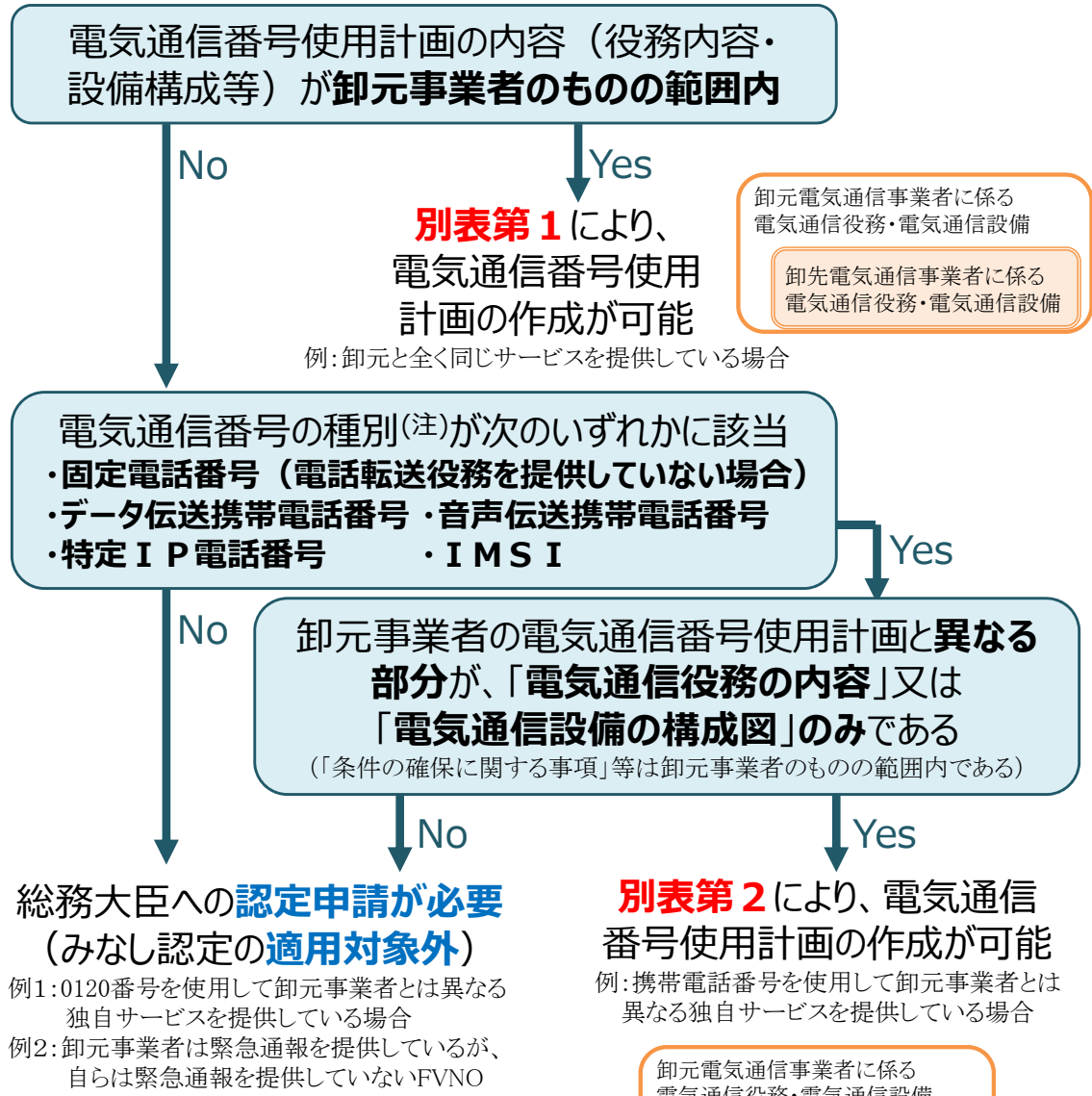
問 MVNOの卸提供のみ行う場合、携帯電話番号についてのみ作成すればよいのか。
 → 通常、IMSIや、付加的役務識別番号(1XY)・緊急通報番号についても、併せて提供していると考えられますので、その場合には、併せて作成する必要があります。

標準電気通信番号使用計画の適用のながれ

標準電気通信番号使用計画の適用概要



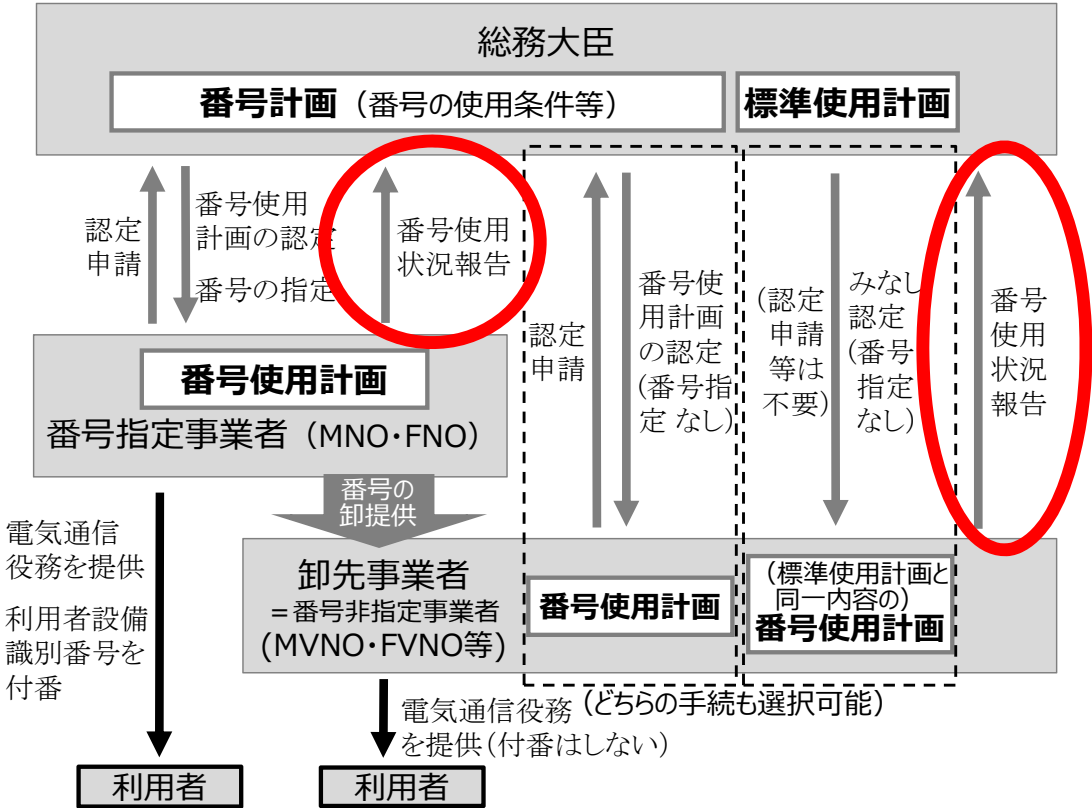
別表第1・別表第2の適用概要



(注) 固定電話番号、データ伝送携帯電話番号、音声伝送携帯電話番号、特定IP電話番号は、IMSI、付加的役務識別番号、緊急通報番号と併せて電気通信番号使用計画を作成可能(同一の者から卸電気通信役務の提供を受ける場合に限り)

異なる部分は、電気通信番号使用計画に、具体的かつ明確に記載

6 電気通信事業報告規則



電気通信事業報告規則の改正概要

- 電気通信番号の使用条件の遵守等を求めることとした改正事業法の趣旨等を踏まえ、電気通信番号の使用に関する状況把握の充実を図るため、対象と内容を拡充
 - 対象：番号指定事業者に加え、卸先事業者（MVNO・FVNO等）に対しても報告を求める
 - 内容：電気通信番号の卸提供の状況等に関する報告を求める
- 改正後の様式は、**2019年度末分**（2020年3月末日時点の状況を同年6月末日までに報告）から適用
 - ※2018年度末分は従来と同様に報告／番号ポータビリティ係る報告（様式第28第3表）は、2020年度分（2021年6月末日期限分）から

報告対象番号 (IMSIは対象外)	自ら指定を受けた 利用者設備識別番号	卸電気通信役務の提供を受けて使用する 利用者設備識別番号	
報告対象事業者	当該指定を受けた事業者	当該番号を使用する事業者 (みなし認定の場合を除く。)	みなし認定の対象事業者
報告対象様式 (赤字が追加部分)	様式第28 ✓ 番号使用数 <ul style="list-style-type: none"> • 卸役務による番号数 • 電話転送役務による番号数 ✓ 番号未使用数 <ul style="list-style-type: none"> • 卸役務による番号数 • 電話転送役務による番号数 ✓ 番号休止数 ✓ 番号ポータビリティ実施状況	様式第28の3 ✓ 番号使用数 <ul style="list-style-type: none"> • 卸役務による番号数 • 電話転送役務による番号数 ✓ 番号未使用数 ✓ 卸元事業者名	様式第28の4 ✓ 番号使用数 <ul style="list-style-type: none"> • 卸役務による番号数 ✓ 番号未使用数 ✓ 電気通信番号使用計画作成状況 (作成日・最終更新日等)
	様式第28の2（全事業者共通） ✓ 固定電話番号の卸電気通信役務の提供状況（卸先事業者名／提供番号数／電話転送役務の有無）		

改正後の様式による具体的な集計・記載方法については、後日、その詳細について、Webページで公表予定です。

7 その他

今後のスケジュール等

新制度の施行日

- 改正電気通信事業法及び関係の省令・告示等は、**2019年5月22日に施行**
- 電気通信番号を使用しようとする電気通信事業者は、施行後6か月以内（**2019年11月21日まで**）に、**電気通信番号使用計画を作成し、認定の申請**を行う必要がある（みなし認定となる場合は申請は不要）
- 改正後の電気通信事業報告規則による報告は、2019年度末分（2020年6月末日期限分）から
※番号ポータビリティに係る報告（様式第28第3表）は、2020年度分（2021年6月末日期限分）から

新制度に関する情報提供

- 新制度に関する周知事項については、次の総務省Webページに掲載しますので、都度確認をお願いします
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/tel_number/

認定申請・使用状況報告等に関する問合せ先

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課 番号企画室

bango@soumu.go.jp

03-5253-5859